

「しろいし教育の日」の制定について（案）

R7.1 白石町教育委員会

1 制定の趣旨

町勢発展の原動力は「人」であり、「人」は財産であります。

その「人」づくりは、教育が担っていくものです。このため、町民一人ひとりが「教育」に関心を持ち、町民全体で教育に取り組む気風を醸成することが肝要です。また、学校、家庭、地域がその役割を再確認し互いに連携・協力しながら子どもたちを育てていくという認識に立って、「教育のまち白石<しろいし>」をめざして力強い教育を推進していく必要があります。

子どもたちがやがて、町内外で白石<しろいし>の発展を支える「人」となることを願い、「しろいし教育の日」を設けます。

2 制定の背景・現状

- (1) 本町は、全体として以前より教育に関する意識は高く地域の教育力も高い。しかしながら時代の進展と共に多様な価値観等を背景に弱まりつつあります。
- (2) 平成28年から全小中学校で導入したコミュニティースクールは、今年で9年目を迎えます。令和4年度、北明小が県下初の文部科学大臣表彰を受賞するなど一定の成果を得ていますが、初期のねらいが薄れマンネリの傾向は否めません。
- (3) 子供たちにとって最初の教育の場は家庭であります。平成18年、教育基本法10条として「家庭教育」が盛り込まれ19年が経過していますが、その認識は決して高いとは言えません。
- (4) 新白石中学校が開校し、令和8年、12年には小学校再編を控えています。また、今年は合併20周年という大きな節目の年でもあり、町全体で「しろいしの教育」を考える時宜としては最適と考えます。

3 制定の形式

「要綱」により制定

<参考>

※1 都道府県。市町村における「教育の日」制定状況
39都道府県、110市、1区、84町、23村
(R5.12現在)

条例、要綱・告示等により

※ 2 佐賀県の状態

嬉野市、唐津市、多久市、神埼市、小城市、佐賀市、
武雄市、鳥栖市、玄海町 8 市、1 町
(R5.12 現在)

4 期 日

1 2 月 第 1 日曜日

5 取組の例

- (1) 「白石町教育の明日を考える集会」の開催
- (2) 町内小・中学校フリー授業参観日の開催
- (3) 小・中学校学習発表会、文化発表会の開催

6 制定に向けて

- (1) 教育委員会事務局内で検討 (1 月中旬)
- (2) 定例教育委員会で協議 (1 月 21 日)
- (3) 校長会で意見交換 (1 月 29 日)
- (4) 要綱等の準備 (2 月上旬)
- (5) 総合教育会議で協議 (2 月 12 日)
- (6) 定例教育委員会で決議 (2 月 12 日)
- (7) 校長会で報告 (2 月 13 日)
- (8) 庁議で報告
- (9) 議員説明会で説明 (3 月)
- (10) 駐在員会、公民館長会、校長会、広報等で周知 (新年度)

「しろいし教育の日」を定める要綱（案）

令和7年 月 日

教育委員会訓令第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、町民一人ひとりが「教育」に関心を持ち、町民全体で教育に取り組む気風を醸成することを目的とし、学校、家庭及び地域がその役割を再認識し互いに協力しながら、白石町の未来を担う子どもたちが町内外で本町の発展を支える「人」となることを願い、「しろいし教育の日」を設ける。

（しろいし教育の日）

第2条 「しろいし教育の日」は、12月第1日曜日とする。

（教育の日の取組）

第3条 白石町教育委員会は、学校、保護者、教育に係る機関並びに団体及び地域住民との連携協力のもと、「しろいし教育の日」の趣旨に沿った取組を推進するとともに、広く町民への普及を図る。

2 白石町教育委員会は、「しろいし教育の日」において「白石町教育の明日を考える集会」を開催するよう努めるものとする。

3 町内小・中学校は、「しろいし教育の日」において全町民を対象にフリー授業参観等を実施するよう努めるものとする。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、「しろいし教育の日」に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。